

2017年10月26日

『隠州視聴合記』と『改正日本輿地路程全図』における竹島の記述・描写に関する私見 補遺 5

あるブロガーの方から次のようなご指摘を頂いた。まず記して謝意を表したい。

<https://blogs.yahoo.co.jp/chaamiey/57827497.html>

<http://ironna.jp/article/700>

私が再考すべき点は、『隠州視聴合記』の「竹島」「松島」記述の解釈、および明治十年の大政官指令の解釈の二点である。後者については今は一次資料を精査する余裕が無く残念ながらいずれ暇を見つけて検討することにしたい。前者についてはご指摘を考慮しつつ、次のように見解を改めたい。

まず『隠州視聴合記』の当該箇所の記述内容を確認しておきたい。

- ・隠州を構成する各郡の地理的配置の記述
- ・隠岐からの海上ルートとその到達点の記述
- +南方：本州（温泉津、美徳関、赤崎）に向かう3ルートあり
- +北から東にかけて：ルートなし
- +西北：朝鮮半島近くの二つの島（「竹島」「松島」）へ向かうルートあり
- ・それゆえ、「日本の乾（西北）の地に関してこの州はその限界である」

西北の海上航路の到達点については次の2点が記されていることが重要である。

- ・隠岐を起点とする西北・海上ルートの到達点の小島が無人島であること（此二島無人之地）
- ・隠岐を起点とする西北・海上ルートが朝鮮半島の近くまで伸びていること（見高麗如自雲州望隠州）

さらに次のことにも一応留意しておくのがよいと思われる。

- ・17世紀末の「竹島」渡航禁止以前の記述、西北・海上ルートが制限されていない時代の記述であること

以上を踏まえて、「日本の乾（西北）の地に関してこの州はその限界である」の文言について考えてみると、以下の二つの解釈の大きな方向性があるように思える。

A.

日本西北の海上ルートにおいて、隠岐の西北方向には他に日本領は確認できず朝鮮半島近くの無人島に至る。隠岐と朝鮮半島の間には無人島しかない。ゆえに隠岐が日本の西北の限界（西北方向の日本はここまで）であると著者は述べている。

B.

隠州と西北・海上ルートで結びつく空間が朝鮮半島近くまで伸びているということを確認して、それを根拠に隠州（両島を含む）を日本の西北の限界であると著者は述べている。

これは、自他の別による自己認識という点から考えると、無人島が他者か、朝鮮半島が他者かという相違とみることもできよう。

確かに著者の意図が前者だった可能性もあるが、おそらく長久保赤水の読みは後者の方向性であったろう（赤水が此州を鬱陵島と解釈していた可能性も全くないわけではないが）。江戸時代の篤学である赤水が、そのように読んだ（であろう）ことを考えると、後者の解釈もあながち不自然ではないのではないか（もっとも、私が最初にこの一節を読んだときに後者の解釈しか浮かばなかったのも、それに縛られているのかもしれないが）。

さて、ここでやや話を広げて日本地図上で《日本の乾の地の限界》について検討しておきたい。17世紀の日本地図（講談社の『日本古地図集成』など参照）を北東、北西、南東、南西に四分割して北西の象限に注目して見ると、隠岐は北西の象限で際立った存在であるが、日本の西北の限界という言い方で捉えるのは微妙な感じが少なくとも私にはする。そもそも、「日本の乾の地」=西北方面という空間の捉え方が、当時の日本において普通だったのだろうか、という点も問題となるような気がする。『隠州視聴合記』の著者の新しい視点、パースペクティブの提示であったのでは無いだろうか。そして、上記のいずれの解釈をとるにせよ、隠州を《乾の地の限界》と見るこのアイディアは、17世紀に「竹島」「松島」に至る西北・海上ルートが成立したこと（新たな関係性の確立）に触発されたものと見ることもできるのではないか。